

他自治体における地球温暖化対策計画書制度の概要について

	埼玉県	東京都	神奈川県	京都府	大阪府	兵庫県
計画書名	地球温暖化対策計画	地球温暖化対策計画書	事業活動温暖化対策計画書	事業者排出量削減計画書	対策計画書	特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書
根拠条例	埼玉県地球温暖化対策推進条例	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	神奈川県地球温暖化対策推進条例	京都府地球温暖化対策条例	温暖化の防止等に関する条例	環境の保全と創造に関する条例
施行年度	平成 14 年度 (H22 改正施行)	平成 14 年度 (H22 改正施行)	平成 22 年度	平成 18 年度	平成 18 年度	平成 15 年度
対象条件 1	エネルギーの使用量原油換算 1,500 k l /年以上 【事業者】	エネルギーの使用量原油換算 1,500 k l /年以上 【事業所】	エネルギーの使用量原油換算 1,500 k l /年以上 【事業者(フランチャイズを含む)】	エネルギーの使用量原油換算 1,500 k l /年以上 【事業者(フランチャイズを含む)】	エネルギーの使用量原油換算 1,500 k l /年以上の事業所を持つ事業者 【事業者】	エネルギーの使用量原油換算 1,500 k l /年以上 【事業所】
対象条件 2	店舗面積が 10,000m ² 以上 【事業者】	〔報告書制度のみ〕 同一法人の合算エネルギーの使用量原油換算 3,000kl/年以上 (30kl 未満、1500kl 以上の事業所は合算対象から除く) 【事業者】	自動車を 100 台以上使用する事業者 【事業者】	エネ起源 CO ₂ 以外の GHG 排出量 (CO ₂ 換算量) 3,000 t /年以上 【事業者(フランチャイズを含む)】	府内の 24 時間営業の店舗の合計エネルギーの使用量原油換算 1,500 k l /年以上 【事業者(フランチャイズを含む)】	トラック・バス 100 台、タクシー175 台以上を使用する運輸事業者 【事業者】
対象条件 3				トラック・バス 100 台、タクシー150 台、鉄道 150 両以上を使用・保有する運輸事業者 【事業者(フランチャイズを含む)】	自動車 100 台 (タクシー事業者は 250 台) 以上を使用する事業者 【事業者】	
自治体による公表規定	有り	有り	有り	有り	有り	無し
未報告又は虚偽報告への勧告規定	有り	有り	有り	有り	有り	有り